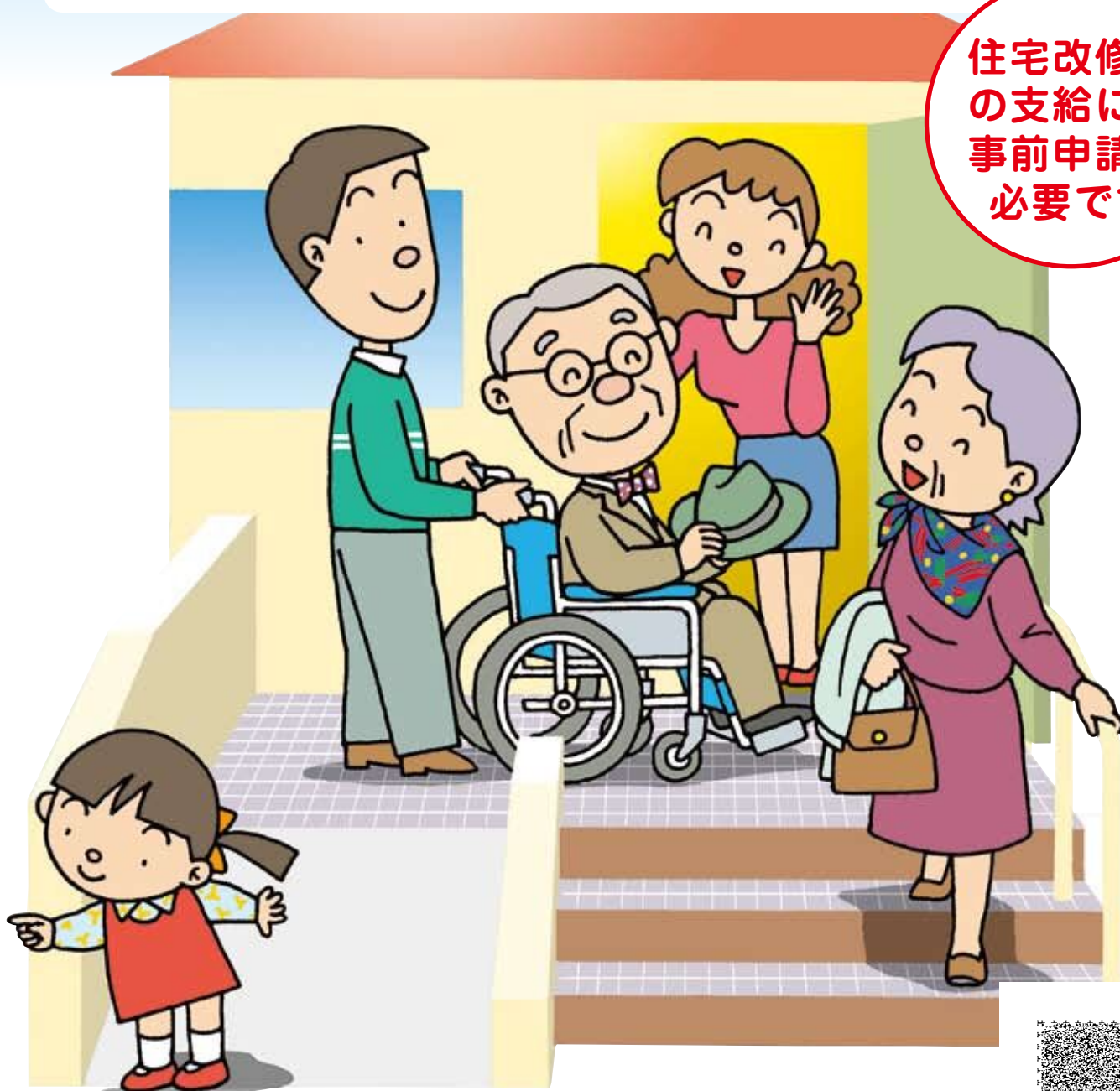


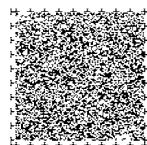
住み慣れたわが家を住みやすく

介護保険の 住宅改修

住宅改修費
の支給には
事前申請が
必要です



福岡市

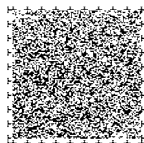


はじめに

介護が必要になっても住み慣れたわが家や地域の中で自立した生活を送るためには、要介護者や要支援者の自立を助け、介護者を支援するような住まいの整備が必要となります。身体状況に応じて住環境を整える際に、介護保険制度では、在宅サービスのひとつとして「住宅改修費」の支給があります。この冊子では、この住宅改修のポイントや利用の方法を紹介します。

目次

■介護保険から「住宅改修費の支給」が受けられます	ページ 1
■どんな改修ができるの？	2
玄関	4
トイレ	5
浴室	6
階段・廊下	7
寝室	8
台所	9
■住宅改修費の手続きの方法	
申請手順	10
事前申請に必要なもの	11
完了届出に必要なもの	11
■スムーズに工事を進めるには？	12
■住宅改造助成（保険外サービス）	12
■要介護（要支援）認定を受けるには？	13
■福祉用具の利用	
福祉用具貸与（レンタル）	13
福祉用具購入費支給	13
■住宅改造のご相談	14
■福祉用具の展示・利用のご相談	14
■契約に関するトラブルのご相談	14
■介護保険住宅改修に関するお問い合わせ先	14



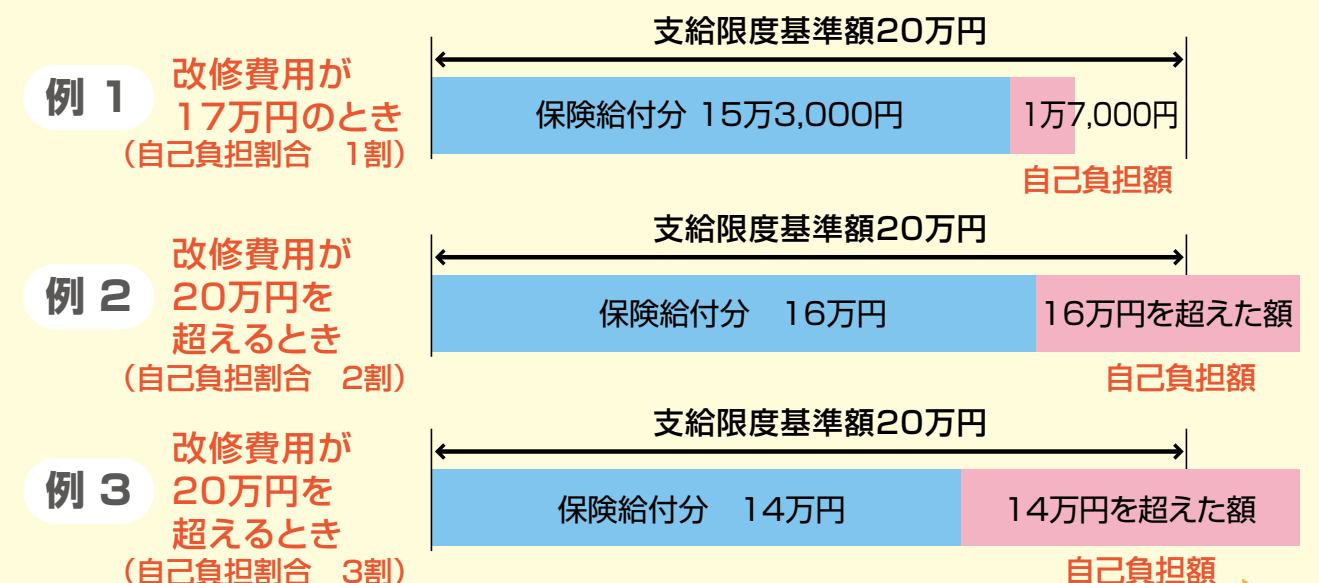
介護保険から「住宅改修費の支給」が受けられます

どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護等認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された人が対象となります。

いくら支給されるの？

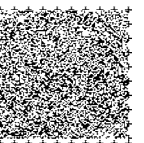
要介護状態区分（要介護度）にかかわらず、支給限度基準額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割、8割、又は7割が、介護保険から支給されます。事前にお住まいの区の福祉・介護保険課に申請が必要です。



くわしい内容はP.10～11をご覧ください。

申請 Q&A

- Q1** 介護保険の住宅改修費の支給は一人一回しか利用できないのですか？
A 20万円までなら、何度にも分けて利用できます。要介護度が3段階（要支援1、2からの場合は4段階）以上あがったときは、新たに20万円まで利用できます。また、転居した場合も同様に利用できます。
- Q2** 家族に複数の要介護者がいるときは、いくらまで利用できるのでしょうか？
A 要介護・要支援と認定された人が複数いるときは、一人ひとりが住宅改修費を申請することができます。20万円×人数分の住宅改修が可能となりますが、共有部分の住宅改修が重複しないように利用してください。



どんな改修ができるの？

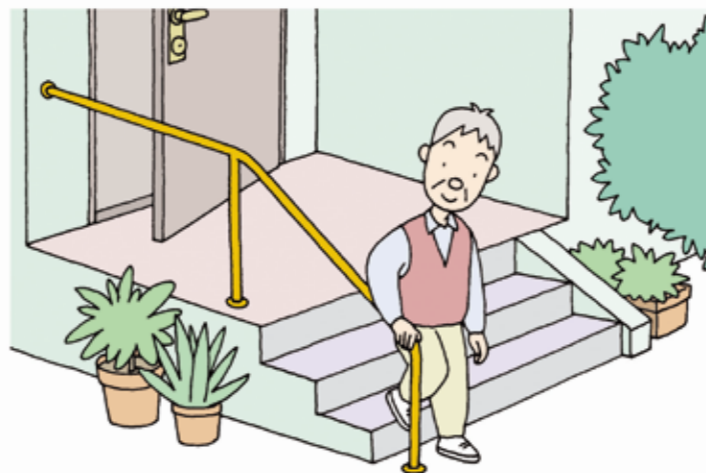
住宅改修を行う場合は、必ずケアマネジャー等に相談し、自分の身体状況に合った工事を検討してください。

(申請には、ケアマネジャー等が書いた「住宅改修が必要な理由書」が必要です。)

1 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。

- 便器に取り付けたり、浴槽縁に取り付ける、いわゆる建築工事を伴わない手すりは「福祉用具貸与」または「福祉用具購入費の支給」で利用できます。



2 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関から道路までの通路などの段差または傾斜を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げる工事です。



- 取り付け工事を伴わないスロープや段差解消機は「福祉用具の貸与」で、浴室用のすのこは「福祉用具購入費の支給」で利用できます。
- 階段昇降機やホームエレベーターは対象となりません。

3 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

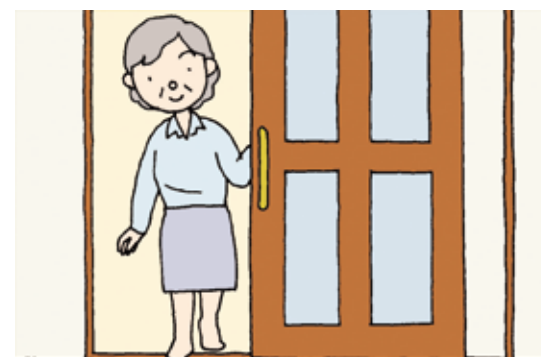
居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する／浴室の床を滑りにくいものへ変更する／通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。



- 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。
- 滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象となりません。

4 引き戸などへの扉の取り替え

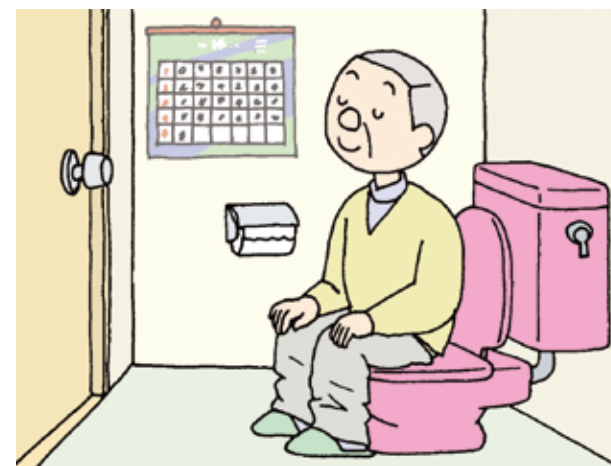
開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えや撤去のほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含みます。



- 自動ドアにした場合、動力部分にかかる費用は対象となりません。
- 門扉も対象となります。
- 重い戸を軽くする改修も対象となります。
- 引き戸の新設も対象となる場合があります。

5 洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器から洋式便器へ取り替える工事です。



- 据え置き型の腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用できます。

6 1～5の改修に伴って必要となる工事

■ 手すりの取り付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強

■ 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

■ 床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備

■ 扉の取り替え

扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事

■ 便器の取り替え

便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更

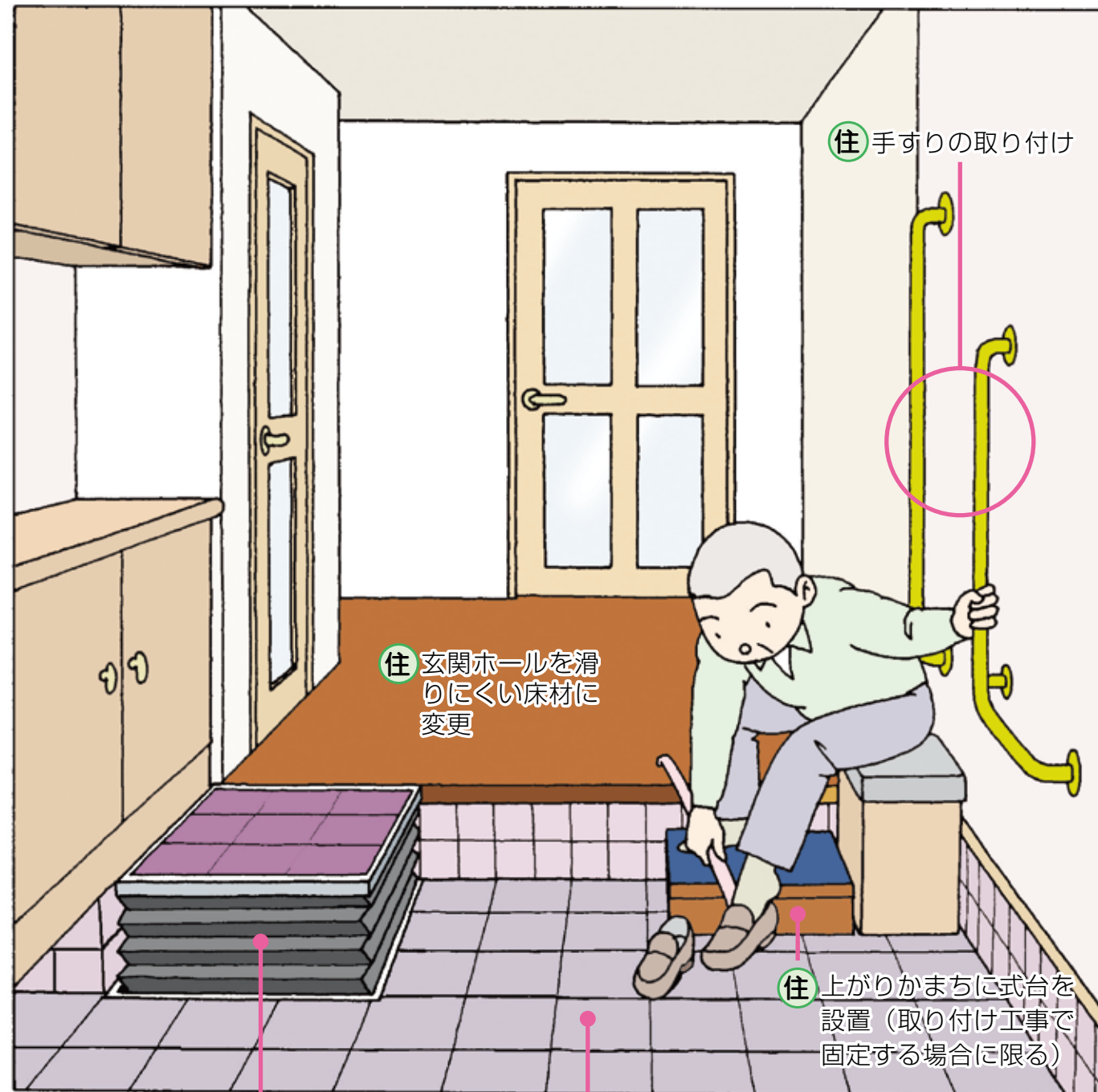
こんなときは「住宅改修費」の対象になる？



- 住宅改修を伴わない、設計および積算のみの費用は対象となりません。
- 新築または増築工事は対象となりません。ただし、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡幅に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合などは対象となります。
- 「住宅改修費」の対象外の工事をあわせて行ったときは、対象部分の抽出、按分など適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。
- 本人や家族などが自ら改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象となります。

玄関

玄関の敷居、玄関ポーチの階段、アプローチと公道との間の段差は、高齢者が外出する際の大きな障害となります。「足元が不安で外出がおっくうになる」「介護者の手をわずらわせないよう外出は最小限に」といった生活は、心身の機能の低下や閉じこもりを招きます。地域とのつながりを保てるような改修を考えてみましょう。



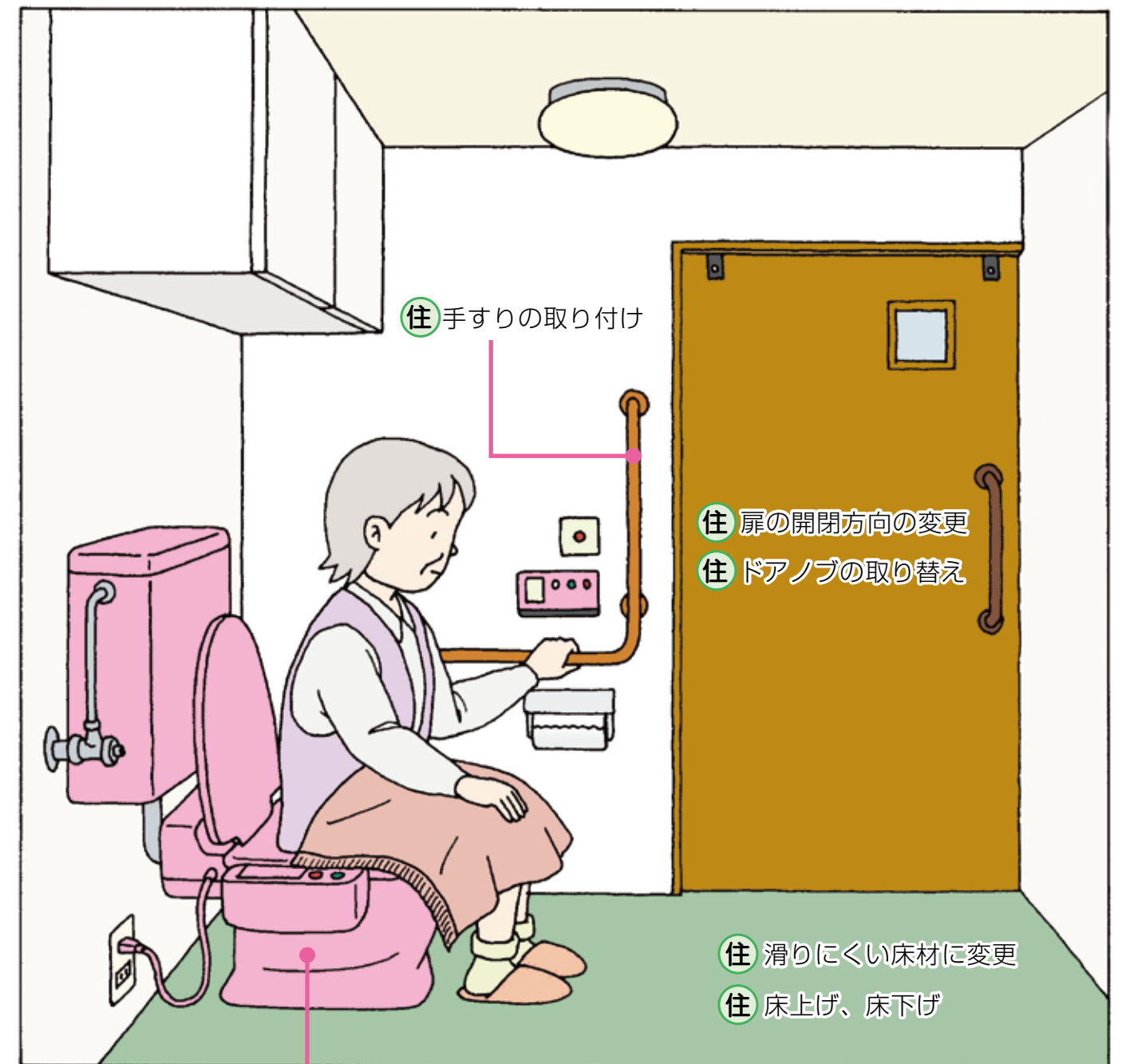
貸 段差解消機の設置 住 玄関土間を滑りにくい床材に変更

※P4～9のイラストは、「介護保険における住宅改修・実務解説」（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター刊を参考に作成。

凡例 住：住宅改修費給付対象 貸：福祉用具貸与対象

トイレ

トイレは日常生活の中で、利用する回数が最も多い場所です。そのため、排泄の介助が必要になったときには、介護者の負担が重くなりがちです。また排泄の自立は本人の尊厳を守り、生活全般への意欲をうながすことにつながります。トイレの改修は、在宅生活を続けるための大きなポイントです。



住 和式便器を洋式便器に取り替え

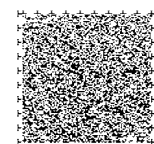
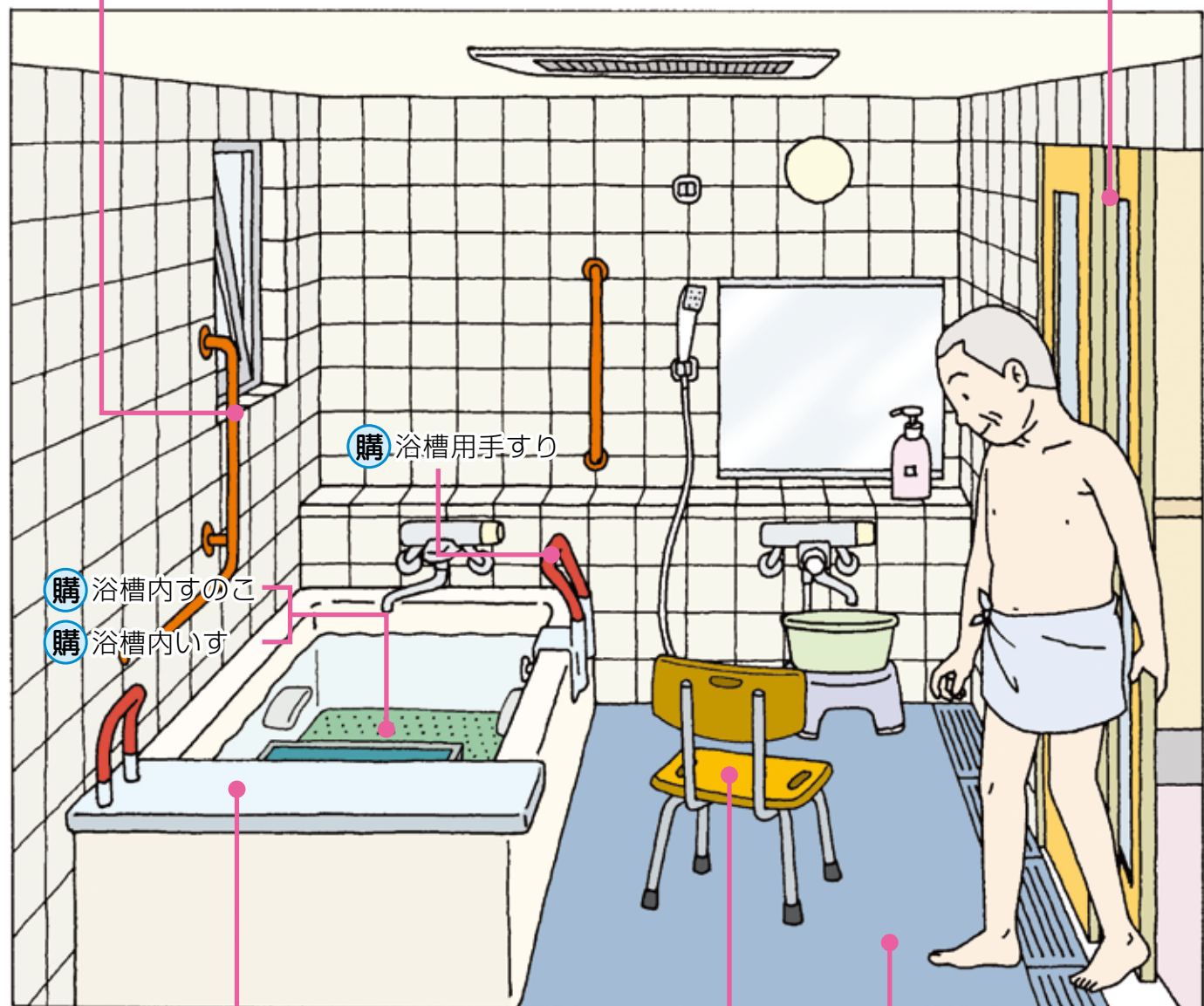
凡例 住：住宅改修費給付対象

浴室

滑りやすく、バランスを崩しやすい浴室は、家庭内で最も事故が多い場所のひとつです。また、入浴の介助は負担が大きいことから、要介護度が重くなるにつれ自宅での入浴が困難になります。安全を確保し、介護者の負担を減らす浴室の改修を検討してみましょう。自宅のお風呂にいつでも入れることは、心身の健康にも大きく役立ちます。

住 手すりの取り付け

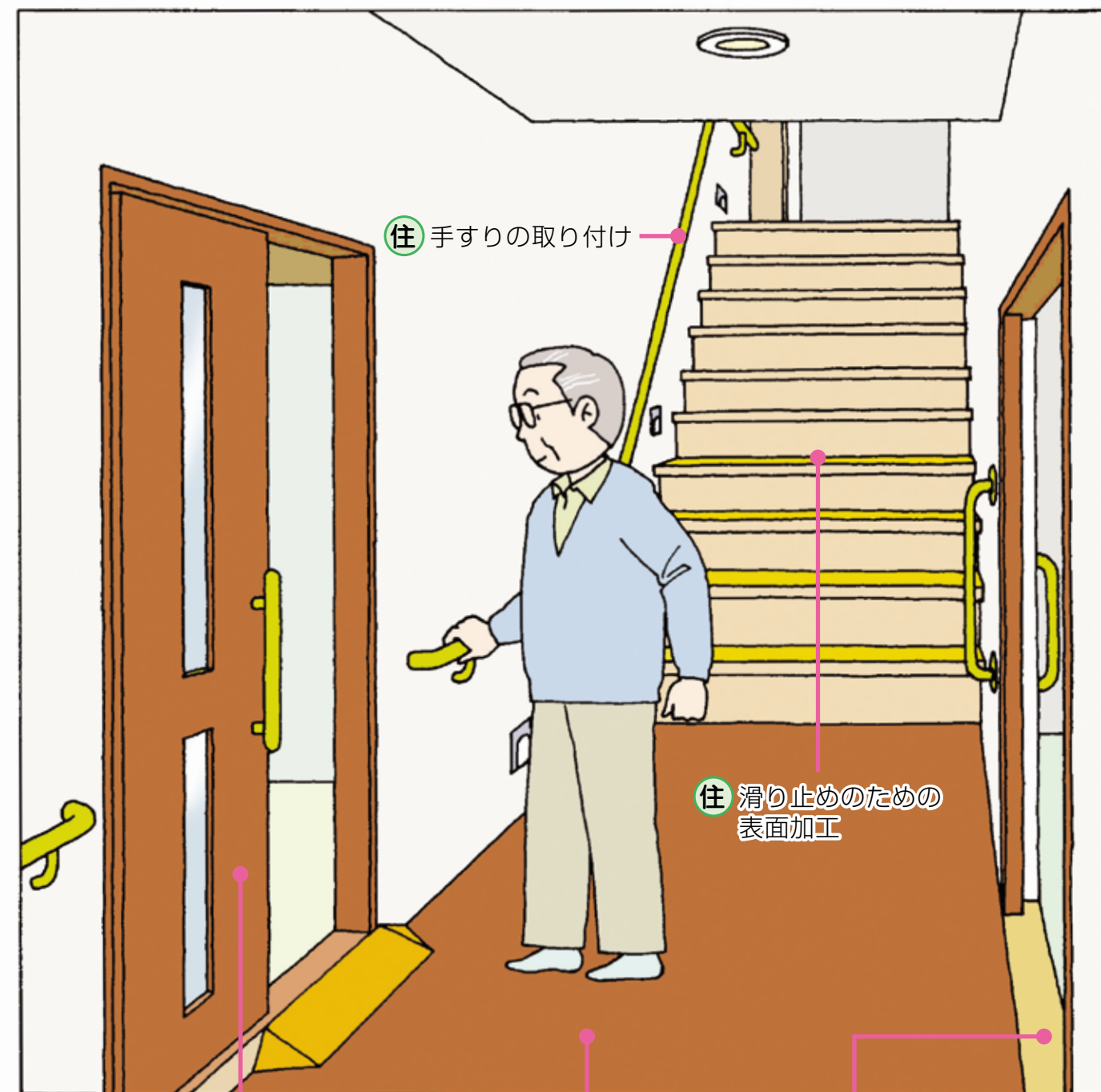
住 ドアを引き戸に取り替え



凡例 住:住宅改修費給付対象 購:福祉用具購入費給付対象

階段・廊下

階段を踏み外して転落すると、大きなけがにつながります。高齢者の生活スペースは階段を使用しなくすむ間取りが理想ですが、やむを得ない場合は、ぜひ手すりを取り付けましょう。廊下を含め、物を置いたり、滑りやすいスリッパを履いたりしないといった日常生活上の注意も必要です。

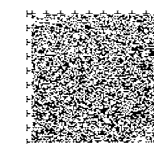


住 ドアを引き戸に取り替え

住 滑りにくい床材に変更

住 敷居の撤去

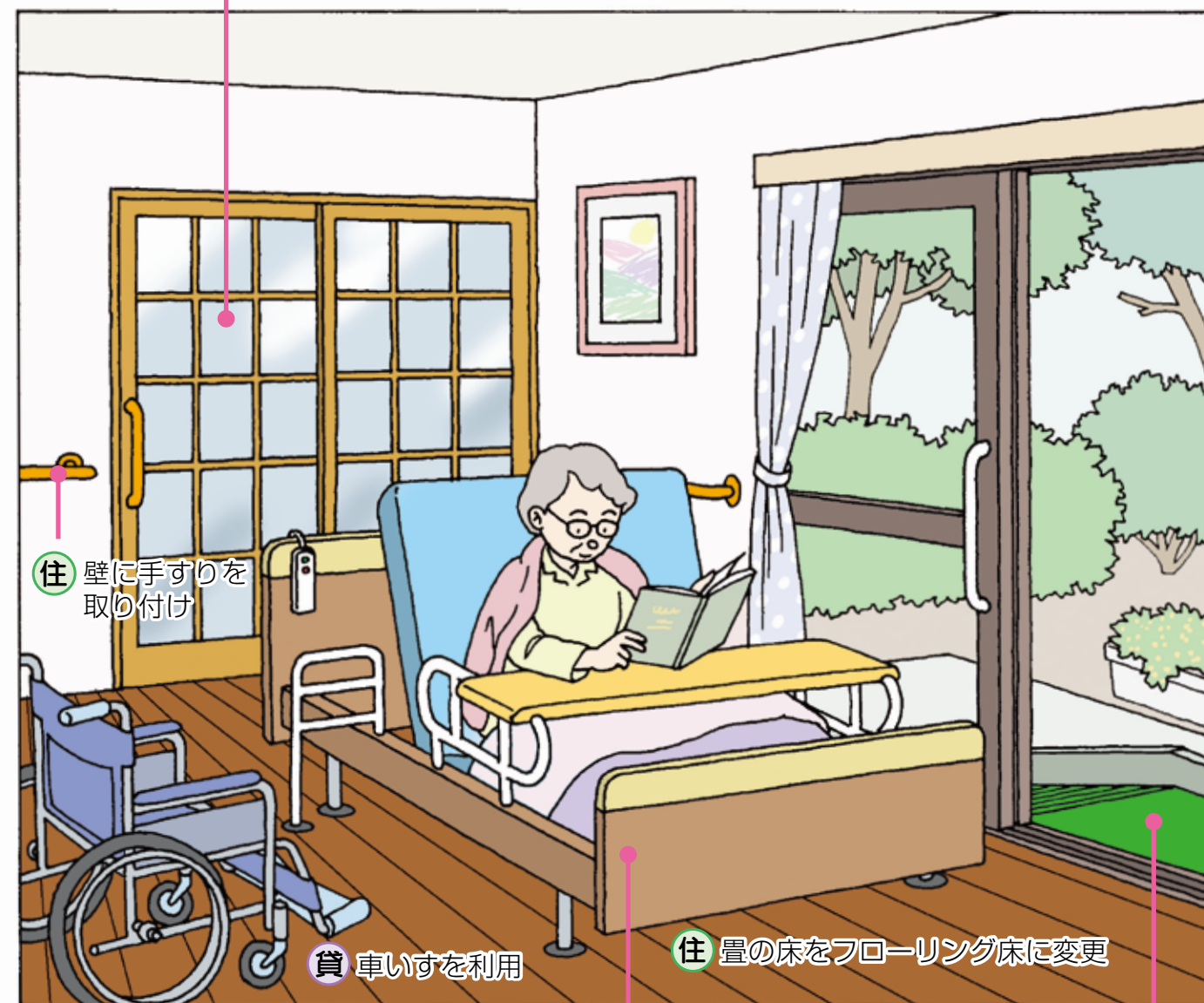
凡例 住:住宅改修費給付対象



寝室

寝室は、心身の機能が低下してきたときには生活の中心となる場所です。陽あたりがよく、トイレなどに近い部屋を確保しましょう。「寝たきりは寝かせきりからつくられる」といわれます。「動かないですむ」ための部屋ではなく、残された身体機能を生かし、できる限り自立した生活ができるような部屋作りを考えましょう。

住 出入り口のドアを引き戸に取り替え



貸 特殊ベッドと付属品（ベッド用手すり、マットレス、テーブルなど）を利用

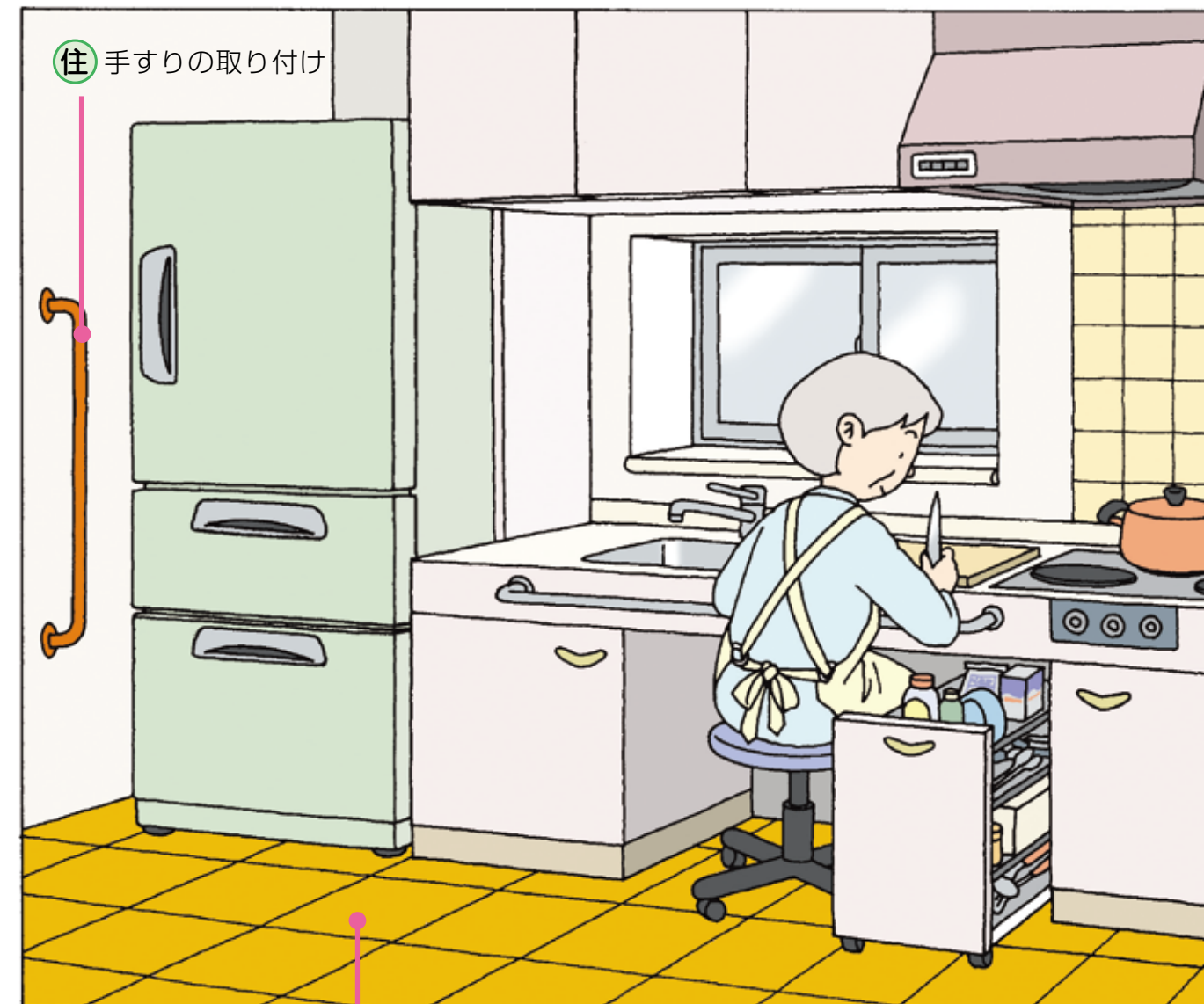
住 掃き出し窓にスロープを設置

凡例 住 :住宅改修費給付対象 貸 :福祉用具貸与対象

台所

栄養バランスのとれた食事を作り、おいしくいただくことは、心身の健康の基本です。しかし、作業しづらく身体に負担がかかり、安全面での不安が大きい台所では、食の自立からどんどん遠ざかることになりがちです。わが家の味をいつまでも楽しめるよう、こんな改修を考えてみましょう。

住 手すりの取り付け



住 滑りにくい床材に変更

凡例 住 :住宅改修費給付対象

住宅改修費の手続きの方法

申請手順

説明

ケアマネジャーに相談

① 必ず担当のケアマネジャー等と相談して改修内容を決めます。
(ケアマネジャー等の作成する「住宅改修が必要な理由書」が必要です。)

工事見積り

② 住宅の所有者が本人でない場合は、所有者の承諾が必要です。

③ 施工業者に見積りを依頼します。
(複数の施工業者に見積り依頼し、比較・検討後、一社に決定することをお勧めします。)

④ 住宅改修予定箇所の写真を撮ってください(撮影日入り)。

事前申請

⑤ 施工業者を決定し、お住まいの区の福祉・介護保険課に申請をします。(※1)
提出書類をチェックし、住宅改修の内容や受給資格を確認します。書類確認後、申請書を受取り、控えをお渡しします。

工事着工

⑥ 住宅改修の工事着工をします。
※⑤の申請書提出後、工事内容など変更があった場合は、速やかに変更内容を届け出てください。

工事完了

⑦ 工事完了後に写真を撮ってください(撮影日入り)。

工事代金の支払

⑧ 工事代金を支払い、施工業者から領収書(宛名は被保険者本人)と工事内訳書を受け取ってください。

完了届出

⑨ お住まいの区の福祉・介護保険課に、住宅改修の完了届出書を提出します。(※1)

審査・支給決定

⑩ 工事内容を審査し、住宅改修費支給額を決定します。給付額が決定すると、ご本人に通知します。

住宅改修費や福祉用具購入費の支給には、「償還払い」と「受領委任払い」があります。

償還払いの場合

利用者が費用の全額をいったん事業者支払い、後から保険給付分(費用の9割、8割、又は7割)が利用者に支払われます。

受領委任払いの場合

利用者が費用の1割、2割、又は3割を事業者支払い、保険給付分(費用の9割、8割、又は7割)が利用者の委任を受けた事業者支払われます。

※受領委任払いを利用する場合は、あらかじめ事業者の承諾が必要です。

※福祉用具購入費の受領委任払いは、購入した事業者が福岡県または福岡市、北九州市、久留米市のいずれかから指定を受けた特定(介護予防)福祉用具販売事業者の場合に限ります。

事前申請に必要なもの

- 理由書 …… ・介護支援専門員(ケアマネジャー)
・いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)担当職員
・作業療法士
・理学療法士
・福祉住環境コーディネーター(検定試験2級以上)
・福岡市住宅改造相談センター相談員
のいずれかが作成した「住宅改修が必要な理由書」(それぞれ資格を証明するものを添付する)
- 見積書 …… 工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費などを区分したもの
- 写真 …… 住宅改修の箇所ごとに改修前の写真(撮影日が入ったもの)
- 図面 …… 住宅改修の工事箇所や概要がわかるもの
- 承諾書 …… 住宅の所有者が本人でない場合に必要(所有者が配偶者及び直系の血族等の場合は不要、ただし賃貸借契約がある場合は必要)
- 同意書 …… 申請書提出が本人又は同一世帯の方でない場合に必要
- 支給申請書 …… 福岡市ホームページに掲載、区の福祉・介護保険課の窓口に設置

完了届出に必要なもの

- 領収書 …… 住宅改修代金の領収書(宛名は被保険者本人)
- 工事内訳書 …… 工事箇所、内容、規模を明記し、材料費、施工費、諸経費などを区分したもの
- 写真 …… 住宅改修の箇所ごとに改修後の写真(撮影日が入ったもの)
- 図面 …… 住宅改修の工事箇所や概要がわかるもの
- 振込口座通帳のコピー
- 完了届出書 …… 福岡市ホームページに掲載、区の福祉・介護保険課の窓口に設置

※「工事内訳書」及び「図面」については、工事内容に変更がない場合は、提出不要です。

※1 「事前申請」及び「完了届」は、国が運営する「ぴったりサービス(マイナポータル電子申請機能)」により、マイナンバーカードを用いた電子申請も可能です。

スムーズに工事を進めるには？

■まずケアマネジャーに相談を

事前申請する際、介護支援専門員（ケアマネジャー）やいきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）担当職員などが作成した住宅改修が必要な理由書を提出しなければなりません。トラブルを防ぐためにも、住宅改修を行う前に、必ず担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）やいきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）担当職員に相談しましょう。

また、施工業者と打ち合わせをするときは、一人ではなく家族などにも同席してもらいましょう。

※福岡市住宅改造相談センターでもご相談を受けております。

こんな業者にはご用心！

<高齢者をねらった悪質な勧誘>

- 介護保険を使えば無料で工事ができるとすすめる。
- 「区役所の職員、ケアマネジャーの紹介で……」など、虚偽の営業を行う。
（区役所の職員が訪問し、要介護認定の申請や住宅改修の契約をすすめることはありません）
- 医療・保健・福祉についての知識や理解がない。
- 必要がない工事でも20万円分工事しようとする。
- 細かい見積りを提示せず、工事にとりかかろうとする。



住宅改造助成（保険外サービス）

障がい者や介護保険の要介護等認定を受けている高齢者が、安全で暮らしやすいように、また介護を行う人が介護しやすいようにお住まいを改造される場合、その費用の全部または一部を福岡市が助成する制度です。

（身体状況等に応じて助成の対象となる工事が異なります。工事は、決定通知の後に着工してください。）

高齢者住宅改造助成

助成対象者

- 介護保険の要介護等認定において要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた65歳以上の高齢者がいる世帯（介護保険料第9～15段階は対象外）

助成限度額

最高30万円まで（住宅改修費の利用状況や所得状況等によって異なります）
※介護保険住宅改修費の給付対象となる工事は、原則対象外です。

障がい者住宅改造助成

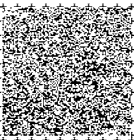
助成対象者

- 65歳未満で視覚障がいの1・2級または肢体不自由の1・2級の手帳を所有する障がい児・者がいる世帯
- 65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の3級の手帳を所有する障がい児・者がいる世帯（ただし、介護保険の住宅改修を利用できる者は除く）
- 65歳以上で上記における障がい要件に該当し、介護保険要介護等認定において非該当となった障がい者がいる世帯

助成限度額

最高50万円まで（手帳の等級や障がいの種類及び世帯の所得状況等によって異なります）

詳しい内容については、お住まいの区の福祉・介護保険課のそれぞれの担当窓口へお問い合わせください。



要介護（要支援）認定を受けるには？

1 申請

担当窓口にて要介護（要支援）認定の申請をしてください。

2 訪問調査

市の職員や調査の委託を受けた事業者などの介護支援専門員が、事前に日程を調整し、自宅などを訪問し、心身の状況などについて調査を行います。訪問調査の結果をもとに、全国一律のコンピュータソフトを用いて一次判定を行います。

3 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼して、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

4 介護認定審査会

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに「福岡市介護認定審査会」で、介護の必要性や要介護度などの審査・判定を行います（二次判定）。

5 要介護・要支援の認定

介護認定審査会の結果にもとづいて「要支援1・2」、「要介護1～5」に認定し、その結果を通知します。なお、対象とならない場合は「非該当」のお知らせをします。

福祉用具の利用

介護保険には「福祉用具貸与（レンタル）」、「福祉用具購入費支給」があります。安心して自立した生活ができるよう、住宅改修と福祉用具を効果的に組み合わせましょう。

福祉用具貸与

利用者負担は実際に貸与した費用の1割、2割、又は3割

- ★車いす
- ★車いす付属品
- ★特殊寝台
- ★特殊寝台付属品
- ★床ずれ防止用具（エアーマット）
- ★体位変換器
- ★移動用リフト
- ★認知症老人徘徊感知機器
- ◆自動排泄処理装置
- 手すり
- 歩行補助つえ
- スロープ
- 歩行器

※福祉用具貸与の対象品目のうち、要支援1～要介護1の人は★印、要支援1～要介護3の人は◆印の福祉用具については、原則として保険給付の対象となりません。ただし、国の定める状態に該当する場合など例外的に対象となる場合があります。

令和6年4月から

下線の福祉用具のうち、下記のものは利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

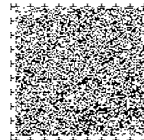
- スロープのうち「固定用スロープ」
- 歩行器のうち「歩行器（歩行車を除く）」
- 歩行補助つえのうち「単点杖（松葉づえを除く）」と多点杖

福祉用具購入費支給

購入費用（年間10万円が上限）の9割、8割、又は7割を支給

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器

指定を受けた
特定（介護予防）福祉用具販売事業者
から購入してください。



住宅改造のご相談

工事の仕方や工夫などについては、建築士や介護福祉士などの専門の相談員がいます。お気軽にご相談ください。

■福岡市住宅改造相談センター

☎ 731-3511 FAX (ファクス) 731-5361

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

受付時間 10:00~17:00 (月~金、ただし祝日は除く)

閉館日 土日、祝日、毎月第3火曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始

福祉用具の展示・利用のご相談

■福岡市介護実習普及センター

☎ 731-8100 FAX (ファクス) 731-5361

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

受付時間 10:00~18:00 (月~日)

閉館日 毎月第3火曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始

契約に関するトラブルのご相談

■福岡市消費生活センター相談コーナー

☎ 781-0999

福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ7階

受付時間 9:00~17:00 (月~金、ただし祝日は除く) ※来所相談は事前予約制
第2・4土曜日10:00~16:00 (電話相談のみ)

閉館日 土日、祝日、年末年始

介護保険住宅改修に関するお問い合わせは、 お住まいの区の保健福祉センター「福祉・介護保険課」へ

受付時間: 8:45~17:15 (月~金、ただし祝日・年末年始は除く)

区 名	☎ 電 話	FAX (ファクス)	所 在 地
東 区	645-1069	631-2191	〒812-8653 東区箱崎2丁目54の1
博 多 区	419-1081	441-1455	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8の1
中 央 区	718-1102	771-4955	〒810-8622 中央区大名2丁目5の31
南 区	559-5125	512-8811	〒815-0032 南区塩原3丁目25の3
城 南 区	833-4105	822-2133	〒814-0192 城南区烏飼6丁目1の1
早 良 区	833-4355	846-8428	〒814-8501 早良区百道2丁目1の1
西 区	895-7066	881-5874	〒819-8501 西区内浜1丁目4の1

介護保険要介護認定に関するお問い合わせは、 「福岡市要介護認定事務センター」へ

受付時間: 9:00~17:30 (月~金、ただし祝日・年末年始は除く)

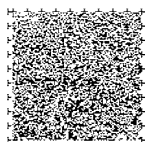
電話 (092) 711-6030 FAX (092) 711-6524

介護保険に関することは、福岡市のホームページでもご覧になれます。

ホームページ

福岡市 介護保険

検索



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

